

## 請　願　文　書　表

(都市計画局)

受 理 番 号	1 1 3 2	受 理 年 月 日	令和 4 年 9 月 27 日
件 名	宅地造成及び盛土等規制法に基づく規制区域の指定等		
要 旨	<p>私は、左京区北白川仕伏町に居住している。</p> <p>最近の豪雨により、北白川の山間部では崩壊が激しくなり、白川の濁流に命の危険すら感じている。また、伏見区の大岩山でも山腹崩壊が発生し、北区の杉坂でも建設残土が持ち込まれ土石流災害の不安が広がっている。</p> <p>この間、熱海での盛土崩壊による土石流の発生などを経て、宅地造成及び盛土等規制法が制定された。同法は、自治体が人家等に被害を及ぼし得る区域を、地域の状況を十分把握し規制区域を指定する、住民の安全を保障できる許可基準を設定することを求めている。政令市である京都市には、市民の安全・安心な生活環境を確保するため、その責任を果たす必要がある。</p> <p>このような状況の中、北陸新幹線の京都延伸計画があり、その巨大トンネル（直径13メートル）の掘削による発生土・建設汚泥の盛土等の規制は災害発生を未然に防ぐため大変重要だと思う。</p> <p>については、京都市が宅地造成及び盛土等規制法に基づいて、発生土・建設汚泥をはじめとした残土投棄に関して、災害を未然に防止するため、北白川地域をはじめ市域全体を規制区域として指定する等、厳しく規制区域の指定、許可基準の設定を行うことを願う。</p>		
請 願 者			
紹 介 議 員	西野さち子、山本 陽子、平井 良人、加藤 あい		
付 託 委 員 会	まちづくり委員会		